



住宅改修に伴う固定資産税の減額

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331

住宅(賃貸住宅は除く)について次の改修を行った場合、改修が完了した日から3カ月以内に申告すると、翌年1年間の固定資産税が減額されます。申告方法など詳しくはお問い合わせください。



工事の種類	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額(※)	工事内容
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> ●1982(昭和57)年1月1日以前から所在する住宅であること ●2020年3月31日までに完了した改修工事であること ●居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの ●一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> ●上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに長期優良住宅の認定を受けた住宅であること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> ●新築された日から10年以上を経過した住宅 ●2020年3月31日までに完了した改修工事であること ●居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの ●補助金を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること ●改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ●65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること 	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	通路・出入口の幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> ●2008(平成20)年1月1日以前から所在する住宅であること ●2020年3月31日までに完了した改修工事であること ●居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるもの ●現行の省エネ基準に適合する工事であること ●補助金を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること ●改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事
	<ul style="list-style-type: none"> ●上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに長期優良住宅の認定を受けた住宅であること 	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2	

※適用が受けられるのは、1戸につき1回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません。



出会いを応援しませんか

結婚♡支援事業を募集

問い合わせ 子育て推進課 ☎229-3390 FAX229-3451

少子化対策の取り組みの一つとして、結婚しやすい環境づくりを目的とした「結婚支援事業」を募集します。創意工夫ある優秀な企画を提案し、実施した事業の経費に対して補助金を交付します。

募集内容 結婚を希望する独身男女への出会いの場の提供、出会いから結婚までを円滑にするサポート事業、結婚への意識啓発など、津市の実情を踏まえた結婚支援に関わる事業 ※平成31年3月末までに実施できるものに限りです。また、他の団体などから助成金等の資金援助を受けているものは対象外です。

応募資格 市内に主たる事務所を有する民間非営利団体

選定方法 提出書類などをもとに選定委員会で審査し、補助金を交付する事業を決定します。

補助金額 対象経費のうち上限10万円

申込期間 7月2日(月)～31日(火)17時15分必着

※詳しくは津市ホームページまたは子育て推進課で配布の募集要領をご覧ください。

